

# 国立大学法人法をめぐる 新自由主義と国家主義の結託

「建国記念の日」反対集会リレートーク

2024.2.11

専修大学 河野真太郎

# 国立大学法人法「改正」

- 2023年10月31日の閣議決定で臨時国会に提出
- 大学関係者を中心に多くの反対があったにもかかわらず12月13日に可決
- 内容が公開されたのは9月7日の総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）有識者会合→重大な法案であるにもかかわらず、わずか3ヵ月で可決

# 「改正」内容

- 東大・京大などの国立大学に**運営方針会議**という合議体を置き、中期目標・中期計画、予算決算に関する決定権を与える。
- **運営方針委員**は、学長が学長選考・監察会議と協議し、**文科省の承認**を得て任命。
- 運営方針会議は**学長に対して定期的に報告を求め**、運営方針に従っていない場合には**改善措置**を指示できる。
- 学長選考・監察会議に対して**学長選考の方針に意見**できる。また学長解任事由が存在する場合に報告する権限。

⇒政府の意向を反映した運営方針会議による大学運営に対する強い支配。学長選考への介入など、民主的な運営の否定。

# 直接の文脈

## ～大学ファンドと「稼げる大学」

- 今回の「改正」は、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）が押し進めてきた「稼げる大学」を、学長へのコントロールを強めることでさらに押し進めることを目的とする。
- 「稼げる大学」 = 10兆円大学ファンド：2021年、「コロナ補正予算」から5000億円を拠出。それを原資として将来的には10兆円の大学ファンドを政府が運用し、3%の運用益を想定。
- 「国際卓越研究大学」に認定された大学に運用益を拠出（応募した10校中、東北大学のみが最終候補に。24年度中に認定？）。
- この大学ファンドはCSTIの基本計画専門調査会が発案。

# 大学ファンドの問題

- 米ハーバード大やスタンフォード大といった巨大私立大学をモデルにしているが、政府がファンドを作るのはまったく異質。
- なぜコロナ特別会計か？→本予算ではない理由は？→**緊縮財政**的な前提から逃れられていない。
- 運用リスク。22年の運用益は**604億円の赤字 (-0.6%)**。  
（「グローバル債券」55%、「グローバル株式」17%）

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB071Q90X00C23A7000000/>

- その一方で日本の研究開発費の政府負担割合は諸外国と比べて低空飛行を続けている（OECD平均25.13%に対して14.56%）

# より広い文脈

## ～新自由主義と権威主義的国家

- 今回の「改正」は、90年代以降の高等教育政策の新自由主義化の「完成」
- 1991年 大学設置基準の大綱化（deregulation）
- 2004年 国立大学の法人化
- 2015年 学校教育法・国立大学法人法の「改正」→教授会から議決権を剥奪、「意見を述べる」ことに限定。運営体の過半数を学外者に。
- 2024年 国立大学法人法「改正」  
→新自由主義化（市場化）が「小さな政府」を志向するどころか、国家権力の拡大（大学の現場での民主主義の縮小）と手を組んで進められる。

# 軍事研究の推進と学内民主主義の後退

- 筑波大学の例
- 2020年、軍事研究は行わないという原則を持つ筑波大学が、防衛装備庁の研究助成制度「安全保障技術研究推進制度」に応募して採択。
- 永田恭介学長は防衛（に関する研究）は構わないと言い抜けようとする。
- 永田学長は任期中に、学長選考の立候補者がいても現職の再任したいという意志が優先される規定を作成。昨年再任され、27年まで14年の任期に。
- このように、学長選考から民主主義的なプロセスが排除される事例が多発。（千葉大学など。）

岩波ブックレット No.1052

# 「私物化」される 国公立大学

駒込 武 編

## 改革はここまで 大学を壊してしまった

トップダウン型経営が  
もたらした惨状をレポートする

登場する大学

大分大学、京都大学、  
下関市立大学、筑波大学、  
東京大学、福岡教育大学、  
北海道大学（50音順）



わかる、使えるくはじめの1冊>  
岩波ブックレット

定価（本体660円＋税）